

## 令和 7 年度 土木交通部総合評価方式ガイドライン等の改定概要

### 【改定方針】

- 1 平成 18 年度に導入した「総合評価方式」は毎年度、時世を反映し見直しを図ってきたことから適用タイプ等が煩雑となっていることから、ガイドラインの**スリム化**を図る。
- 2 「担い手 3 法」の改正に伴い、インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けられるよう見直しを行い、さらなる**活性化および品質確保の強化**を図る。

### ■ 工事

#### (1) 適用タイプ選定表の見直し

#### 参考資料 1

- ①「標準型 I 型」、「標準型 II 型 A」、「標準型 II 型 B」を統合し、「標準型」とする
- ②「簡易型 A」、「簡易型 B」を統合し、「簡易型」とする

#### 【令和 6 年度】

	W T O 標準型	標準型 I 型	標準型 II 型 A・B	簡易型 A・B
着目点設定数	個別設定	個別設定 (3～4 項目)	個別設定 (2～3 項目)	1 項目
配点	40～50 点	24 点 (6 点×4 着目点、 8 点×3 着目点)	12 点 (4 点×3 着目点、 6 点×2 着目点)	4 点 (4 点×1 着目点)
提案可能【対策】数	個別設定	個別設定	2	2
評価方法	個別設定	個別設定	5 段階評価	5 段階評価

#### 【令和 7 年度】

	W T O 標準型	標準型	簡易型
着目点設定数	個別設定	個別設定 (3～4 項目)	1 項目
配点	40～50 点	24 点 (6 点×4 着目点、 8 点×3 着目点)	4 点 (4 点×1 着目点)
提案可能【対策】数	個別設定	個別設定	2
評価方法	個別設定	個別設定	5 段階評価

- ③「高度技術提案型」の採用可能範囲を削除する
- ④「工事難易度」区分を変更する（「V 以上」を「V」に変更する）
- ⑤「価格競争選択可」範囲を縮小する
- ⑥「工事規模」区分を変更する。（格付区分および請負工事標準額等の見直しに伴う）

## (2) 工事難易度設定の効率化

### 参考資料 2

- ① 工事難易度を定義づけする。(工事難易度「VI」の廃止)
- ② 「工事難易度対応表」をポイント化することで、工事難易度設定の効率化を図る
- ③ 一部、代表的な工事区分の難易度を見直す。(砂防のみ)

## (3) 評価項目の見直し

### 参考資料 3

#### ① 「i-Construction への取組」の項目を追加

- ・ 工種「土工」「法面工」「舗装工」「舗装工（修繕工）」に加えて、  
「地盤改良工」「構造物工」を追加する。

#### ② 「主たる営業所の有無」および「管内企業の下請活用」の統合

- ・ 「主たる営業所の有無」と「管内企業の下請活用」を統合する。

##### ● 「主たる営業所の有無」

区分（主たる営業所の有無）	評価点
「主たる営業所」が発注土木事務所の管外	0
「主たる営業所」が発注土木事務所の管内	1.0

##### ● 「管内企業の下請活用」

区分（管内企業の下請活用の有無）	評価点
管内企業の下請活用なし	0
管内企業の下請活用あり*	0.5

##### ● 「主たる営業所の有無」

区分（管内企業の下請活用の有無）		評価点
「主たる営業所」が 発注土木事務所の管外	管内企業の下請活用なし	0
	管内企業の下請活用あり	0.5
「主たる営業所」が 発注土木事務所の管内	管内企業の下請活用なし	1
	管内企業の下請活用あり*	1.5

※ 管内に主たる営業所を有する元請企業が

請負金額の 80% 以上を直営で執行することも可

#### ③ 「現場見学会の開催」の強化

- ・ 「現場見学会の開催」に加えて、その様子を「広報 PR」することを評価する。

区分（現場見学会の開催）	評価点
現場見学会の開催なし	0
現場見学会の開催あり	1

区分（現場見学会の開催）		評価点
現場見学会の開催なし		0
現場見学会の 開催あり	広報・PR活動なし	0.5
	広報・PR活動あり	1

#### ④「若手・女性技術者の配置（チャレンジ）」の細分化

・「専任の技術者として配置」する場合も評価の対象とする。

区分（若手・女性技術者の配置）	評価点	区分（若手・女性技術者の配置）	評価点
若手または女性の技術者を 監理技術者等として配置しない	0	若手または女性の技術者を 監理技術者等として配置しない	0
若手または女性の技術者を 監理技術者等として配置する	2	若手または女性の技術者を 専任の技術者として配置する	1
		若手または女性の技術者を 監理技術者等として配置する	2

#### ⑤「県防災への加入および活動実績」の適用範囲拡大

・「県防災への加入および活動実績」の適用範囲を「地域の担い手育成型モデル工事」から拡大する。

#### ⑥その他独自項目

- ・特殊工事に対応できるよう「特殊な重機を保有」していることを評価項目に追加する。
- ・「快適トイレ」は別途費用計上していることから、当該項目から削除する。

### （４）ガイドライン本文の精査およびスリム化

・ガイドラインの記載事項を見直し、文章を精査およびスリム化する。（内容変更を伴わない）

## ■業務

### （１）ガイドライン本文の精査およびスリム化

・ガイドラインの記載事項を見直し、文章を精査およびスリム化する。（内容変更を伴わない）

**参考資料 1**

● 工事タイプ選定表の見直し

【舗装以外】

令和6年度

令和7年度

(工事規模) 27.2億円以上	WTO標準型				高度技術提案型
10億円以上	標準型 II型A・B		標準型 I		※高度技術提案採用可
5億円以上	簡易型A・B				
3億円以上					
2億円以上					
1.2億円以上	価格競争選択可 特別簡易型 II型A・B		特別簡易型 I型A・B		
7千万円以上					
2.5千万円以上	価格競争による				
	I	II	III	IV	V以上 (工事難易度)

(工事規模) 27.2億円以上	WTO標準型				高度技術提案型
10億円以上	① 標準型				
5億円以上	② 簡易型				
3億円以上					
2億円以上					
⑥ 1.4億円以上	価格競争選択可 特別簡易型 II型A・B		⑤		特別簡易型 I型A・B
8千万円以上					
3千万円以上	価格競争による				
	I	II	III	IV	④ V (工事難易度)

【舗装】

令和6年度

令和7年度

(工事規模) 27.2億円以上	WTO標準型				高度技術提案型
5億円以上	標準型 II型A・B		標準型 I		
3億円以上	簡易型A・B				
2億円以上					
5千万円以上	特別簡易型 II型A・B		特別簡易型 I型A・B		
2.5千万円以上	価格競争選択可		※		
1千万円以上					
1千万円以上	価格競争による				
	I	II	III	IV	V以上 (工事難易度)

(工事規模) 27.2億円以上	WTO標準型				高度技術提案型
5億円以上	① 標準型				
3億円以上	② 簡易型				
2億円以上					
5千万円以上	特別簡易型 II型A・B		特別簡易型 I型A・B		
⑥ 3千万円以上	価格競争選択可		⑤		※
1千万円以上					
1千万円以上	価格競争による				
	I	II	III	IV	④ V (工事難易度)

※5千万円未満はAタイプ（県内企業）のみ

※5千万円未満はAタイプ（県内企業）のみ

参考資料 2

令和 6 年度 課題

- (1) 工事難易度「Ⅰ～Ⅵ」と、4段階区分「基本～特に難」の言葉の定義が分かりづらい
- (2) 事業分類「道路 1」等の工事は制約条件が重なっても工事難易度「Ⅴ」にはならない
- (3) 工事難易度対応表の構成上、工事難易度「Ⅵ」が生じるが、タイプ選定において「Ⅴ」との違いはない

工事難易度チェックシート（滋賀県総合評価方式選定土木工事用）

事業分類 <b>道路 2</b>		工事番号 <b>令和 6 年度 第 00 号</b>	工事場所 <b>○●市 △×町</b>	No.	
工事概要		基本難易度 (事業分類の「基本」欄の難易度)	<b>Ⅱ</b>	当工事難易度 (チェック結果)	<b>Ⅲ</b>
① 工事目的物の規模・形状・構造等の難易度について		工事規模	<b>土木 7,000万円～1.2億円</b>	総合評価の符号、および適用タイプ等 <b>特別簡易Ⅰ型A</b>	
② 工事目的物の技術特性の難易度について		<p>■手順</p> <p>① 工事難易度チェックシートのチェックにより、ポイント計上</p> <p>② ポイント数に応じて「基本」～「特に難」4段階区分</p> <p>③ 難易度対応表から工事難易度を設定</p>			
③ 工事目的物の環境・社会条件に関する難易度について		自動計算 <b>3 やや難</b>			

※ 難易度Ⅰ型で、上記に該当する内容について「○」または「◎」をつける。  
 ○：該当なし、◎：該当する（+1ポイント） ◎：該当し、特に配慮（計画）が必要（+2ポイント）  
 ※ 2ポイント以下該当する場合：「基本」 3ポイント以上該当する場合：「やや難」  
 ※ 5ポイント以上該当する場合：「難」 7ポイント以上該当する場合：「特に難」とする。

表 1. 工事難易度対応表（滋賀県総合評価方式選定用）

事業分類	代表的な工事の区分（※1）	工事難易度（※2）					
		Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ
土木	道路 1	基本	やや難	難	特に難		
	道路 2		基本	やや難	難	特に難	
	道路 3			基本	やや難	難	特に難
	砂防	基本	やや難	難	特に難		
工事	地滑り		基本	やや難	難	特に難	
	河川 1	基本	やや難	難	特に難		
	河川 2		基本	やや難	難	特に難	
	河川 3			基本	やや難	難	特に難
建築工事	公園	基本	やや難	難	特に難		
	建築 1	基本	やや難	難	特に難		
	建築 2	基本	やや難	難	特に難		
	建築設備 1 (電気・機械)	基本	やや難	難	特に難		
建築設備 2 (電気・機械)	基本	やや難	難	特に難			

① 工事難易度を定義づける。(工事難易度「VI」の廃止)

② 「工事難易度対応表」をポイント化することで、工事難易度設定の効率化を図る

工事難易度チェックシート（滋賀県総合評価方式選定〈土木工事用〉）

事業分類 **道路1** 工事番号 令和7年度 第〇〇号 工事現場 舗装 2,500万円~5,000万円

工事概要 舗装工式(路面切削工・mf、路盤工・mf、基層工・mf、表層工・mf)

工事特性

1. 工事の規模・形状・構造等の難易度について

① 対象構造物の形状が通常の範囲内である、または形状が一定でなく複雑であるため、特に作業員の技能が求められる工事 (※現場打のBOX・擁壁・水路等(小規模除く)を対象とする)

② 特殊な形状の構造物を含む工事 (※現場打のBOX・擁壁・水路等(小規模除く)を対象とする)

③ その他、工事的規模・形状・構造等を勘案し、難易度が高いと考えられる工事 (※具体的な内容)

工事難易度の説明 (1) 工事難易度の定義付け

工事難易度	ポイント数	レベル
I	0~2ポイント	基本
II	3~4ポイント	やや難
III	5~6ポイント	難
IV	7~8ポイント	特に難
V	9ポイント~	極めて難

■ 手順

- ① 事業分類から選択
- ② 工事難易度チェックシートのチェック
- ③ ポイント数に応じて、工事難易度設定 (自動算定)

3' 評価結果

事業分類P	+	工事特性P	=	小計	工事難易度
0		4		4	II

総合評価の採否、および適用タイプ等 **特別簡易I型A**

表1. 事業分類ポイント表 (滋賀県総合評価方式選定用)

事業分類	代表的な工事の区分 ※1	事業分類ポイント	
土木工事	道路1	舗装工事、土工事、道路付属施設 (道路情報盤やトンネル設備等も含む。) 設置工事、...	0
	道路2	アンカー (Oyuk* 牒・グランドアンカーで、仮設アンカーを除く) 工事、橋梁下部工事、橋梁上部工事、...	2
	道路3	トンネル工事 (トンネル本体工事) など	4
	砂防1	のり面保護工、擁壁工などの一般的な急傾斜地崩壊対策工事、渓流保全工事、砂防施設維持管理工事など	0
	砂防2	堰堤工事、地すべり防止工事、急傾斜地崩壊対策工事 (アンカー工、地山補強土工、高エネルギー吸引型など)	2
	河川1	築堤や護岸 (法覆護岸工) などの一般的な河川工事、浚渫工事、根固めブロック設置工事	0
	河川2	樋門、樋管、水路トンネル (推進工法)、伏せ越し、揚排水機場など	2
	河川3	堰、水門、水路トンネル (山岳トンネル工法、シールド工法、開削工法) など	4
公園	一般的な公園工事 (基盤整備・植栽・施設整備・グラウンド整備など)	0	
建築	建築1	一般的な工事 (庁舎・学校、公営住宅等の建設・改修工事、耐震改修工事、解体工事)	0
	建築2	特殊な工事 (美術館・博物館・研究施設等の建設工事、新技術を採用する建設・改修工事等)	2
工事	建築設備1 (電気・機械)	一般的な工事 (「建築1」同等の工事) に附帯する設備工事	0
	建築設備2 (電気・機械)	特殊な工事 (「建築2」同等の工事) に附帯する設備工事	2

※1: 上記は代表的な工事 (工種) 内容であり、事業分類決定にあたって必要に応じて主官課と協議を行う。  
 ※2: 大規模な橋梁補修補強工事のうち橋梁補修工事については、一定規模 (予定価格3億円以上、工期1年以上のいずれかを満たす) を目安に、工事内容、現場条件等を適正に検討の上、選定する。  
 ※3: 工事特性ポイントによらず、事業分類ポイントが2Pの事業は工事難易度II以上、4ポイントの事業は工事難易度III以上が確定することとする。

③ 一部、代表的な工事区分の難易度を見直す。(砂防のみ)

事業分類	代表的な工事の区分	事業分類ポイント
砂防	堰堤工事、急傾斜地崩壊対策工事、その他一般的な砂防工事	0
地滑り	地すべり防止工事など	2

事業分類	代表的な工事の区分	事業分類ポイント
砂防1	のり面保護工、擁壁工などの一般的な急傾斜地崩壊対策工事、渓流保全工事、砂防施設維持管理工事など	0
砂防2	堰堤工事、地すべり防止工事、急傾斜地崩壊対策工事 (アンカー工、地山補強土工など)	2

参考資料 3

令和 7 年度 総合評価方式の各タイプにおける評価項目設定一覧表

◎：必須の評価項目 1（全工事で共通した内容で設定するもの）  
 ○：必須の評価項目 2（工事毎に選択しながら、必須として設定するもの）  
 △：選択の評価項目（工事毎に評価項目として設定するかどうかを判断するもの）

評価の視点	番号	評価項目	配点	総合評価タイプ								備考	
				高度技術提案型	WTO標準型	標準型(※5)	簡易型(※5)	特別簡易型I型A	特別簡易型I型B	特別簡易型II型A	特別簡易型II型B		
高度な技術提案	-	【総合コスト】 総合的なコストの縮減に関する提案 【性能・機能】 工事目的物の性能・機能の向上に関する提案 【社会的要請】 社会的要請への対応に関する提案	工事毎に設定 40～50点	○									
技術提案	-	【施工管理】 施工管理（工程管理・出来形管理・品質管理）方法に関する提案 【目的物の品質】 工事目的物の品質や耐久性向上に関する提案 【施工上の課題】 工事施工において配慮すべき提案	4～8点※ (1着目点あたり)		○ 工事毎に個別設定  40～50点	○ 工事毎に3～4着目点を設定  24点	○ 工事毎に1着目点を設定  4点						※WTO標準型については個別設定する
企業の施工能力	①	企業の実績	2.0			△	△	◎	◎				
	②	主観点数（工事成績等）	3.0			△(A)	△(B)	◎(B)		◎(B)			
	③	i-Constructionへの取組	1.0			△	△	△	△	△	△		
技術者等の能力	④	配置予定技術者等CPD	1.0			◎	◎	◎	◎	◎	◎		
	⑤	配置予定技術者等の実績	1.0			◎	◎	◎	◎	◎	◎		
	⑥	配置予定技術者等の資格	0.5				△	△	△	△	△		
	⑦	技能者の資格	1.0			△	△	△	△	△	△		
企業の地域性・社会性	⑧	防災協定の締結	1.0			△	△		◎		◎		
	⑨	防災協定の締結および重機保有	1.0										
	⑩	建災防への加入および活動実績	0.5			△	△	◎		◎			
	⑪	県内営業所の有無	3.0			◎	△※		◎※		◎※		※簡易型、特別簡易型は1.5点
	⑫	主たる営業所の有無	1.5					△		△			
	⑬	除雪作業等（※1）	1.0				△	△		△			
	⑭	県内企業の下請活用（※2）	2.0			◎	◎	◎	◎	◎	◎		
	⑮	現場見学会の開催（※3）	1.0			△	△	△	△	△	△		
	⑯	県産材の使用（※4）	0.5			△	△	△	△	△	△		
	⑰	若手・女性技術者の配置	1.0					◎	◎	◎	◎		
	⑱	若手・女性技術者の配置（チャレンジ）	2.0										
	⑲	週休2日+αの取組	2.0										
	⑳	建設キャリアアップ®システムの利用	0.5			◎	◎	◎	◎	◎	◎		
	㉑	その他、発注機関による独自設定項目	0.5※					△		△			※設定内容に応じて1.0点とできる
㉒	手持ち工事量	2.0											
㉓	CO2削減への取組	2.0											
配点合計				40～50	40～50	31.5～41.5	8.5～21.5	11.0～18.5	10.0～14.0	8.0～15.5	7.0～11.0		
最大加算点合計								10.5～18.0		7.5～15.0			

- ※1：「土木一式工事」ないしは「舗装工事」の場合、設定する。
- ※2：県内に特殊工事を下請負できる企業が存在しないことが明らかな場合は対象外とする。
- ※3：建設工事の魅力発信に適した工事の場合、設定する。ただし、「現場環境改善費」を計上していない場合は対象外とする。
- ※4：使用資材に県産材が無いなど設定することが不適切と判断される場合は対象外とする。
- ※5：地域要件による評価項目設定については「6. 評価項目設定（参考）」参照のこと。

## 令和 7 年度 モデル工事における評価項目設定一覧表

◎：必須の評価項目 1（全工事で共通した内容で設定するもの）  
 ○：必須の評価項目 2（工事毎に選択しながら、必須として設定するもの）  
 △：選択の評価項目（工事毎に評価項目として設定するかどうかを判断するもの）

評価の視点	番号	評価項目	配点	総合評価タイプ		モデル工事				
				特別簡易型 I 型 A	特別簡易型 II 型 A	地域の担い手育成	受注機会促進	CO2削減取組評価	若手・女性技術者チャレンジ	週休2日 + a
企業の施工能力	①	企業の実績	2.0	◎						
	②	主観点数（工事成績等）	3.0	◎(B)	◎(B)					◎(B)
	③	i-Constructionへの取組	1.0	△	△					
技術者等の能力	④	配置予定技術者等 C P D	1.0	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	⑤	配置予定技術者等の実績	1.0	◎						
	⑥	配置予定技術者等の資格	0.5	△	△					
	⑦	技能者の資格	1.0	△	△					
企業の地域性・社会性	⑨	防災協定の締結および重機保有	1.0			◎				
	⑩	建災防への加入および活動実績	0.5	◎	◎	◎				
	⑫	主たる営業所の有無	1.5	△	△	◎				
	⑬	除雪作業等（※ 1）	1.0	△	△	△				
	⑭	県内企業の下請活用（※ 2）	2.0	○	○	◎	◎	◎	◎	◎
	⑮	現場見学会の開催（※ 3）	1.0	△	△	△	△	△	△	△
	⑯	県産材の使用（※ 4）	0.5	△	△	△	△	△	△	△
	⑰	若手・女性技術者の配置	1.0	◎	◎	◎		◎		
	⑱	若手・女性技術者の配置（チャレンジ）	2.0						◎ 2.0	
	⑲	週休 2 日 + a の取組	2.0							◎ 2.0
	⑳	建設キャリアアップ システムの利用	0.5	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	㉑	その他、発注機関による独自設定項目	0.5※	△	△					
	㉒	手持ち工事量	2.0				◎ 2.0			
㉓	CO2削減への取組	2.0					◎ 2.0			
配 点 合 計						7.5～ 10.0	5.5～ 7.0	6.5～ 8.0	5.5～ 7.0	8.5～ 10.0

※ 1：「土木一式工事」ないしは「舗装工事」の場合、設定する。

※ 2：県内に特殊工事を下請負できる企業が存在しないことが明らかな場合は対象外とする。

※ 3：建設工事の魅力発信に適した工事の場合、設定する。ただし、「現場環境改善費」を計上していない場合は対象外とする。

※ 4：使用資材に県産材が無いなど設定することが不適切と判断される場合は対象外とする。